

第6章

地域貿易協定における環境条項

箭内 彰子

要約：

自由貿易を推進する手段として二国間・地域間の地域貿易協定（RTA）が急増しており、「貿易と環境」の議論が複雑化している。多様な環境規定が RTA に盛り込まれるようになり、なかでも先進国－途上国 RTA では、より高度な環境保護水準を達成するために必要な環境政策を講じたり、適切な環境法令を整備することが求められるなど、途上国の負担が増大している。ここでは、まず RTA の状況を概観し、RTA における環境条項について整理した上で、アメリカ、日本、カナダが途上国と締結している RTA の環境条項の特徴を検討する。

キーワード：

WTO、地域貿易協定、環境条項

はじめに

貿易に関する国際ルールは世界貿易機関（World Trade Organization: WTO）とその前身である関税及び貿易に関する一般協定（General Agreement on Tariffs and Trade: GATT）を中心に形成されてきた。GATT の多角的交渉は「ラウンド」と称され、関税引き下げおよびその他の貿易障壁の除去を推進する際の中心的なメカニズムとして働いてきた。一方、二国間・地域間レベルでは、北米自由貿易協定（North American Free Trade Agreement: NAFTA）や日本－シンガポール経済連携協定（Japan-Singapore RTA）といった地域貿易協定（regional trade agreement: RTA）¹、あるいは東南アジア諸国連合（ASEAN）やアジ

¹ 各 RTA の名称は、二国間の場合、参加メンバー名の後に貿易自由化や経済協力強化を示す文言がつけられる場合が多い。この部分の用語としては、“Free Trade Agreement,” “Economic Partnership Agreement,” “Trade Promotion Agreement,” “Closer Economic Relations,” “Comprehensive Economic Cooperation Agreement,” “Comprehensive Economic Partnership Agreement,” “Economic Partnership Agreement” など多様である。このため、RTA の略称についても様々となる。本稿では数多くの RTA に言及することから、個々の RTA の固有名の略称を使用しているとどこの国の RTA なのか判りにくくなってしまふ。このため、二国間の場合は「国名－国名 RTA」という表記方法に統一する（The Japan-Singapore Economic Partnership Agreement

ア・太平洋経済協力（Asia Pacific Economic Cooperation: APEC）といった地域機構が挙げられる。とりわけ、RTA は近年急速にその数が増えており、WTO ルールとは別途、締約国間にのみ適用される貿易ルールが網の目のように形成され、複雑な様相を呈している。

最近の RTA の特徴として、①途上国が参加する RTA が増えていること、②環境を扱う RTA が増えてきていること、が挙げられる。①の場合、RTA 当事国のステータスによって先進国－途上国 RTA と途上国間 RTA に分けられる。そして、先進国－途上国 RTA に基づき、より高度な環境保護水準を達成するために必要な環境政策を講じたり、適切な環境法令を整備することが求められるなど、途上国の負担が増大している。

RTA の環境条項上の権利義務関係は、通常、WTO 協定や多国間環境条約（Multilateral Environmental Agreements: MEAs）といった多国間ルールに優先し個別法として適用される形となる。このため、各国の権利・義務関係はより一層複雑化している。また、各 RTA の環境に対する対応もまちまちである。RTA が、その締結数の急速な増大により国際貿易を規律する一つのツールとなっている現実を鑑みると、RTA における環境条項についても議論を始める時期にきていると言えよう。実際、RTA における環境条項についての議論は少しずつだが増えてきている。しかし、RTA における環境条項を「開発」の視点から捉えたものは少ない。あつたとしても、特別なケース（Japan-Philippines RTA など）に注視したものであり、RTA の環境条項における開発問題といったアプローチではない。本稿では、先進国－途上国 RTA の増加により、貿易と環境をめぐる問題で途上国が何らかの問題に直面していないか、あるいは貿易自由化を優先し、環境保護への配慮が不十分な RTA は無いか、といった問題を扱うことにする。

まず第 1 節では RTA の状況を概観し、最近の傾向を指摘する。第 2 節では RTA における環境条項について整理する。第 3 節では RTA を数多く締結している国として、アメリカ、日本、カナダを取り上げ、RTA の環境条項に関する特徴を検討する。さらに第 4 稿では、途上国が RTA に起因して直面している環境問題について取り上げる。

第 1 節 地域貿易協定の現況

2012 年 1 月 15 日時点で WTO に通報された RTA は 511 に上る。このうち、GATT 第 24 条（物品の貿易）に基づくものが 370、サービス貿易に関する一般協定（General Agreement on Trade in Services: GATS）第 5 条に基づくものが 105、授権条項（発展途上

の略称は、一般的に使用されている JSEPA ではなく Japan-Singapore RTA と表記）。一方の当事者が複数国のグループである場合、例えば EU や ASEAN などについても、それらグループを一つの国家とみなして、二国間 RTA と同様の表記をする（例えば、EU – Serbia RTA、ASEAN-China RTA など）。それ以外の地域間 RTA の場合は、個々の略称を使用する（例えば、北米自由貿易協定は NAFTA、カリブ共同体は CARICOM など）。

国に対する特惠措置)に基づくものが36となっている。また、同じメンバーが通報している物品に関する協定とサービスに関する協定を別々にカウントせず、一つのRTAとして捉えると、393(このうち、現在効力が発生しているものは222)となる²。とりわけ1990年代以降は、先進国-途上国RTAと途上国間RTAが急増している(表1)。

表1 RTAの締結相手国による分類(効力発生中のもののみ)

年	先進国-先進国	先進国-途上国	途上国-途上国	合計
1958-1965	2	0	1	3
1966-1970	1	0	0	1
1971-1975	4	1	2	7
1976-1980	0	2	1	3
1981-1985	2	2	1	5
1986-1990	1	0	2	3
1991-1995	2	10	15	27
1996-2000	0	13	23	36
2001-2005	2	26	29	57
2006-2010	3	32	35	70
2011	0	6	4	10
合計	17	93	112	222

(出所) WTO ホームページ (RTA データベース) に基づき筆者作成。

こうしたRTAでは、貿易に関連する様々な条項が扱われており、環境条項もその一つである(表2)。しかし、環境条項はRTAの中に最初から組み込まれていたわけではない。RTAは本来、当事国間での関税引き下げを趣旨としている。このため、通常、関税撤廃・削減についての取り決めや数量制限の禁止、セーフガード、反ダンピング、原産地規則といった関税削減による自由化に関連する規定が中心となる。しかし最近では、WTOの交渉アジェンダには入っているが合意までに時間がかかりそうなもの(電子商取引など)や、いわゆるWTOプラスと呼ばれる 이슈、すなわちWTOの交渉アジェンダの対象外となった競争法や労働などをRTAで扱うケースも増えてきている。ドーハ開発アジェンダ(Doha Development Agenda: DDA)の交渉が行き詰まり、各国がRTAを通じて貿易自由化を実現する動きが高まっていることから、環境関連の規定に

² WTOのウェブサイトを参照(http://www.wto.org/english/tratop_e/region_e/region_e.htm、最終アクセス2012年3月12日)。

についても RTA の中に組み込むことによって WTO での合意を待たずに実施を図っている。

表2 RTAsに含まれている代表的な項目

1	関税撤廃	13	知的財産権
2	数量制限の禁止	14	競争
3	セーフガード措置	15	紛争解決
4	反ダンピング・相殺関税	16	国際収支条項
5	補助金	17	一般例外
6	原産地規則	18	経済技術協力
7	関税評価・税関手続き	19	合同委員会
8	投資	20	電子商取引
9	サービス	21	人の移動
10	基準・認証 (MR A)	22	環境
11	衛生植物検疫	23	労働
12	政府調達	24	一般条項

(出所) 各 RTA などから筆者作成。

そもそも、RTA を規律する貿易レジームである GATT/WTO が環境に関心を示すようになるのは 1970 年代に入ってからである³。その後、環境政策が貿易に与える影響、あるいは貿易政策が環境に与える影響などの議論が進むと、GATT としても環境保護の視点を貿易ルールに組み込んでいく必要性を認識するようになる。ただし、既存の GATT ルールに整合的な範囲で環境への配慮をするに留まり、GATT ルールそのものの修正までは検討されてこなかった。ウルグアイ・ラウンド (1986~1994 年) では環境は直接の交渉対象ではなかったが、1992 年の地球サミット開催などを受けて、環境についてもさまざまな議論が行われた。1994 年の「貿易と環境に関する閣僚宣言」は、従来の状況からさらに一步踏み込み、GATT/WTO ルールを改正する必要性の有無も含めて議論することを指示したのである。その結果、GATT を引き継ぐ形で創設された WTO は、条文の規定上も、組織面においても、GATT 時代より環境問題を意識したも

³ 1947 年にスタートした GATT は自由貿易の促進を目的とする国際機関であり、GATT 協定それ自体にも環境に関する明文規定は含まれていない。このため、GATT では環境は中心的な議題ではなかった。しかし、国際社会における関心の高まりを受け、とりわけ 1972 年にストックホルムで開催された国連人間環境会議を契機に、GATT においても環境問題が取り上げられるようになった。

のとなっている⁴。そして、WTOの下に設置された環境委員会（Committee on Trade and Environment: CTE）や現在交渉が続けられているドーハ開発アジェンダ（Doha Development Agenda: DDA）を通じて積極的な取り組みがなされている⁵。RTAで扱われる事項はGATT/WTOでのアジェンダの推移を反映しており、WTOの環境問題に対する動きと同調する形で、近年、RTAでも環境を意識して交渉されるケースが増えてきている。

第2節 RTAにおける環境条項

RTAが環境あるいは持続的発展に関する事項をどのように扱っているかは、ケースバイケースである。RTAに参加するメンバーが異なれば、当該RTAでの環境問題の扱い方も異なる。また、同じ国のRTAであっても、交渉・締結した時期や相手が異なれば、環境問題をどのようにRTAに組み入れるかも異なる場合がある。各国のRTAにおける環境条項の特徴を検討する前に、本節では、RTAの中で環境問題がどのように扱われているかを概観する。

1. RTAの中に環境条項を取り込む手段

RTAの中に環境条項を取り込む手段は、それぞれのRTAで異なっている。まず最も多い形式は、前文で環境問題への配慮を簡単に言及しているものである。RTAは本来、貿易自由化を目的としたものであり、1980年代までに締結された多くのRTAにはその前文で環境に配慮する動きはさほど重視されていなかった。しかし、国際社会における環境への関心の高まりを受け、徐々に環境保護についても各RTAの前文で言及されるようになった。近年では、多くのRTA、とりわけ先進国が当事者として参加しているRTAの前文の中に環境や持続的発展に関する文言が含まれている。例えば、NAFTAでは「カナダ政府、メキシコ合衆国政府及びアメリカ合衆国政府は次のことを決議する。

⁴ 1995年に発効したWTO設立協定の前文では、GATTの前文にはなかった環境への配慮が謳われている。すなわち、WTOの目的として、生活水準の向上、完全雇用の確保といった従来の目標に加え、環境の保護・保全と持続可能な開発が新たに加えられた。さらに、GATTの前文では「世界の資源の完全な利用」であったものが、WTO設立協定では「持続可能な開発の目的に従って世界の資源を最も適当な形で利用」することとされ、以前より環境保護を意識した文言となっている。

⁵ DDAではアジェンダの一つに「貿易と環境」が取り上げられ、交渉が続いている。この「貿易と環境」交渉では、WTOルールとMEAsにおける貿易上の義務との関係性（どのような場合にどちらのルールが適用されるのか）が議題の一つとなっているが、未だに明確な回答は得られていない。

前掲の各項目を環境の保護や保全と調和させながら取り行うこと、持続的発展を促進すること、環境関連の法規を発展させ、執行すること（抜粋）」、Japan-Chile RTA では「経済的開発、社会的開発及び環境保護が相互に依存しており、かつ、持続可能な開発に関する相互に補強しあう柱であること並びに戦略的な経済上の連携が持続可能な開発を促進する上で重要な役割を果たすことができることを確信し」となっている。こうした文言の法的拘束力は、詳細な規定となっている協定の各条文に比べて弱い。ただし、前文の文言は当該条約の意図を解釈する際に重要な役割を果たしうる。WTO のパネルにおいても、エビ・カメ事件（インド、マレーシア、パキスタン、タイーアメリカ、1998年）の際、前文の文言を重視した協定解釈がなされた（UNEP and IISD [2005: 97]）。また、環境に対する配慮を前文の中だけで触れている RTA もあれば、前文に加え、協定本体の中にも環境条項を組み込んでいる RTA もある。

次に、環境に関する章を設けて詳細に規定している RTA がある。例えば、西アフリカ諸国経済共同体 (Economic Community of Western Africa States: ECOWAS) の第 6 章「環境と天然資源に関する協力」や Canada-Colombia RTA の第 17 章などである。そして付属の協定という別枠で規定するパターンもある。この付属協定という形式を取る RTA の中でも、NAFTA のように本協定締結と同時に環境問題に関する補完協定 (North American Agreement on Environment Cooperation: NAAEC) が発効する場合と、MERCOSUR のように、本協定締結後に環境に関する枠組み協定を締結する場合とがある。因みに、MERCOSUR の協定自体は、環境保護に配慮する旨を前文で言及するのみであり、付属協定が締結されたのは本協定締結の 10 年後である (Less and Kim [2008: 6])。US-CAFTA-DR FTA は第 17 章で環境に関する章を設定すると同時に Environmental Co-operation Agreement という付属協定も締結しており、RTA の中でも環境への配慮が強い。また、章として独立してはいないが、関連する項目で環境への配慮を言及する場合もある。日本が当事国となっている RTA はこの形式をとるものが殆どである。

2. 環境条項で扱われる項目

環境条項で扱われる項目は、主に、環境問題に関する協力、環境に関する基準、国内環境規制のエンフォースメント、紛争解決手段、環境規制に関する当事国の権利などである。

① 環境問題に関する協力

経済協力とキャパシティビルディングは、多くの RTA に取り入れられている事項である。その協力の中の一分野として環境が掲げられていたり、あるいは環境についてまとまった規定がある場合（環境に関する章など）は、その中で環境協力を規定したりしている。また、環境に関して幅広く協力を約束している RTA と、特定の当事国の関心

事項について協力を規定する RTA とがある。先進国一途上国 RTA では環境に関するキャパシティビルディングを規定しているものが多い。とりわけ、アメリカや EU が当事者となっている RTA の場合は、協力のための基金を準備していることもある。また、環境協力を実施するためのメカニズムを RTA 自身に組み込んでいる場合もあるが、RTA では協力の約束に留まり、実施に向けた枠組み作りは RTA 締結後に構築する場合もある。

② 環境に関する基準

殆どの RTA が環境法の規律や環境に関する基準のレベルを維持、あるいは強化することなどを規定している。環境基準を緩和した結果、貿易・投資が増大する一方で環境破壊を招かないようにしているのである。それぞれの RTA で、①環境法のエンフォースメントを義務づけるもの、②環境基準のレベルを維持、少なくとも引き下げないことを規定したもの、③環境基準を強化することを規定したもの、④当事国間の環境基準を調和化することを規定したもの、などがある (Less and Kim [2008: 12])。

③ 紛争解決手続き

環境条項の中には、当事国が負う義務を規定している場合もある。そのような RTA では、義務の履行を確保するために何らかのメカニズムを導入している。その一つが紛争解決手続きである。それぞれの RTA で国家間の協議、評議会による紛争処理手続き、仲裁など様々な手段が用意されている。環境専門家の名簿作成や利害関係者からの申立の容認など、当事国の政府以外の参加も広く認めている場合もある。当該 RTA に紛争解決手続きについての規定がある場合は、それを準用する規定となっていることもある。

④ 環境規制に関する当事国の権利

多くの RTA は、環境保護の水準やどのような環境政策を実施し、どのような環境法を施行するかなど、環境保護のためにどのような行動をとるかについては、各国に決定権があることを認めている (Less and Kim [2008: 13-14])。

⑤ MEAs との関係

RTA と MEAs の関係について明確な表現で規律している RTA は少ない。この問題について始めて明文規定をおいたのは、NAFTA である。NAFTA の補完協定である NAAEC の第 40 条 (他の環境協定との関係) は「この条約のいずれも、条約当事国が有している MEAs 上の権利義務に影響を及ぼすよう解釈されない」とし、NAFTA と MEAs の権利義務が衝突する場合は、MEAs の権利義務が優先するとしている (UNEP and IISD [2005: 98])。このような明文規定をおいている RTA は、他に Canada-Chile RTA、

Canada-Costa Rica RTA、Canada-Colombia RTA、Mexico-Chile RTA ぐらいである。

⑥ 例外条項

GATT 第 20 条の文言がそのまま採用される場合が多い。GATT で言及されていない環境措置を列挙し、それを貿易制限措置の例外として認めると明言しているものはごくわずかである。例えば、カナダやアメリカが NAFTA 締結以降に交渉・締結した RTA には、WTO プラスの規定が含まれている。

3. 法的拘束力の有無

多くの RTA は法的拘束力のない形態で環境条項を組み込んでいる。“strive for”といった勧告的な用語を使ったり、New Zealand-Thailand RTA のように、環境条項について「政治的コミットメントではあるが、いずれの締約国に対しても法的拘束力はない (“represents a political commitments but does not legally bind either country”）」と規定し、その法的拘束力を明確に否定したりしている (Less and Kim [2008: 6])。但し、法的拘束力のある環境条項を持つ RTA もある。アメリカが当事国となっている RTA がよい事例として挙げられよう。例えば NAFTA の補完協定である NAAEC は、各国に環境法の実効的な実施 (enforce) と条約に規定されているコミットメントを実施できるメカニズムの形成などを義務づけている (Less and Kim [2008: 6])。

4. 環境影響評価（環境アセス）の有無

RTA の締結前に環境アセスの実施を規定するタイプと締結後に環境アセスを要請するタイプ、さらには、フォローアップのための定期的な環境アセスを規定するタイプとがある (Less and Kim [2008: 7])。事前の環境アセスは協定の交渉に反映される可能性が高く、当該協定の環境への配慮を高める効果がある。一方、事後、あるいはフォローアップの環境アセスは、確定した協定内容の環境への影響を実際に検討することにより、協定の見直しなどにつながる可能性がある。

政策策定段階で環境アセスを導入する国、とりわけ先進国は多いが、RTA 交渉の際に事前の環境アセスを課している国はさほど多くない。現時点では、アメリカ、カナダ、EU ぐらいであろう⁶。これらの国々は、RTA 交渉の相手国が独自に環境アセスを実施することを奨励し、そのための資金援助も行っている場合がある。一方、ニュージーランドは National Interest Analysis と呼ばれる事後の環境アセスを行っている。また、RTA

⁶ カナダは、投資協定を交渉・締結する際も、事前の環境アセスの実施を合意の条件としている。

自体のフィージビリティスタディを実施する際、そこに環境アセスを含む場合もある。例えば、NZ-China RTA は、協定交渉に入る前に実施したフィージビリティスタディで環境に対する影響も考慮している (Less and Kim [2008: 9])。

環境アセスは RTA 形成の条件となっているわけではなく、アセスを要請する国際的制度があるわけでもない。あくまで、各国法を根拠として実施されている。例えば、アメリカの Environmental Reviews は 1969 年に制定された国家環境政策法 (National Environment Policy Act: NEPA) と Executive Order 13141 を法的根拠としており、カナダの Environmental Assessments は 1999 年の「政策・プラン・プログラムの環境アセスメントに関する閣議指令 (Cabinet Directive on the Environmental Assessment of Policy, Plan and Program Proposals)」と 2001 年「貿易交渉に関する環境アセスメント実施枠組み (Framework for Conducting Environmental Assessment of Trade Negotiation)」に基づく。また EU の Sustainability Impacts Assessment (SIA) は、EU Commission が 2002 年に発表したガイドライン Communication on Impact Assessment に基礎をおいている⁷ (Less and Kim [2008: 8]、UNEP and IISD [2005: 98]、環境省 [2004])。

第 3 節 各国の RTA の環境条項の特徴

途上国が直接関連する RTA としては、先進国-途上国 RTA と途上国間 RTA の 2 種類があるが、本稿ではそのうちの先進国-途上国間 RTA を取り上げる。このタイプの RTA で留意すべきは、締約国が先進国と途上国であっても、RTA により発生する権利・義務は同じであるという点である。例えば NAFTA で規定されている定期的な環境報告書の提出や、US-Chile RTA で規定されている国内法令の環境保護水準の強化といった義務は、メキシコもチリもアメリカと同じように負うのである。

そもそも、GATT/WTO には途上国にだけ優遇措置を付与する「特別かつ異なる待遇 (special and differential treatment: S&D)」が導入されている⁸。これにより、途上国メンバーは、GATT 第 1 条 (最恵国待遇) の規定にかかわらず、一定の条件を満たせば、GATT/WTO ルールの義務免除や特恵関税など、様々な優遇措置を享受することができる。しかし、この S&D は先進国-途上国間で締結された RTA には適用されない⁹。先

⁷ EU の SIA は厳密な意味で法的義務となっていないが、その基礎となっているガイドラインは法的拘束力のある文書として扱われている (Less and Kim [2008: 8])。

⁸ S&D は当初、その法的基盤が曖昧であったが、東京ラウンド (1973~79 年) において「授権条項」 (正式には「異なるかつ一層有利な待遇並びに相互主義及び開発途上国のより十分な参加」と題する 1979 年 11 月 28 日の決定) を採択するに至り、GATT 体制下において確固たる制度として位置づけられるようになった。

⁹ 一方、途上国間の RTA に関しては「授権条項」と呼ばれる規定により、GATT 第 24 条や GATS 第 5 条よりも緩やかな条件 (①他の締約国の貿易に対して障害又は不当な困難をもたらさない

進国一途上国 RTA に S&D を適用することの妥当性については、いくつかの疑問が呈されている。例えば、先進国側は特定の途上国に対して特惠を供与することになるが、こうした措置が特惠制度の細分化、ひいては法規範の多元化を招くのではないか。あるいは、途上国を巻き込んで、経済のブロック化を助長する虞れがある、といった懸念も表明されている。しかし、例えば NAFTA の場合、メキシコとアメリカ、カナダとの経済格差が存在したままでは、その不均衡は NAFTA 内の環境問題を解決するために相互協力するというよりは、メキシコに対する制裁になりうる (Alam [2008]) という指摘もある。

先進国一途上国間 RTA を通じて、途上国が何らかの問題を抱えているのかを検討する前提として、先進国一途上国間 RTA がどのような環境条項を規定しているかについて検討する。その際、先進国側の当事者として数多くの先進国一途上国間 RTA を締結しているアメリカ、日本、カナダを取り上げて、それぞれの環境条項の特徴を考察する¹⁰。

1. アメリカの RTA における環境条項の特徴

アメリカが当事国となっている RTA のうち、現在 (2012 年 2 月) 既に効力を発生しているものは 11 本、署名は終わっているが議会の承認を待っている状態のものが 3 本、その他、環太平洋パートナーシップ (Trans-Pacific Partnership: TPP) のように交渉中のものもある。最も古いのは 1985 年にイスラエルとの間で締結された RTA で、その後、1990 年代は 1994 年の NAFTA (その前身となる US-Canada を含む) だけであるが、2000 年以降、その数を急速に増やしている。相手国は発展途上国が殆どで、NAFTA のカナダ、そしてオーストラリア (2005 年発効) 以外、全て途上国となっている (表 3)。

アメリカが締結した RTA の特徴は、まず、多くの RTA が環境に関する詳細な章、あるいは付属協定を有していることである。例外として、前文にも本協定にも環境に関する言及がない US-Israel RTA と、本協定の第 5 条で環境について規定するのみである US-Jordan RTA¹¹ の 2 つが挙げられる。NAFTA では環境に関する補完協定という形式を取ったが、2004 年の US-Chile RTA 以降、全ての RTA が本協定の中に環境に関する章を設けている。

こと、②関税その他の貿易制限が無差別原則に基づく自由化の障害とならないこと、の 2 つのみ) で成立が認められる。

¹⁰ 検討の中心はあくまで先進国一途上国 RTA であるが、各国の RAT のうち、先進国一先進国 RTA と先進国一途上国 RTA とで規定に違いがあるのかなども考察に含めるため、ここで扱う RTA の対象は各国が締結したすべての RTA とする。

¹¹ 付属文書として環境技術協力に関する共同声明があるが、これは、環境技術協力という特定の事項について、両国がプログラムを実施していくことを確認しているに過ぎない。

表3 アメリカが締結した RTA

		効力発生日	主な環境条項			
			前文	付属協定	章	条項 (環境関連章の条項以外)
1	US - Israel	1985/8/19	×	×	×	なし
2	NAFTA	1994/1/1	○	○	×	104 条、1106 条、1114 条など
3	US - Jordan	2001/12/17	○	×	×	第 5 条
4	US - Chile	2004/1/1	○	×	第 19 章	
5	US - Singapore	2004/1/1	○	×	第 18 章	
6	US - Australia	2005/1/1	○	×	第 19 章	
7	US - Morocco	2006/1/1	○	×	第 17 章	
8	US - Bahrain	2006/8/1	○	×	第 16 章	
9	US-CAFTA-DR	2006 年～ 2009 年 ^(注)	○	×	第 17 章	
10	US - Oman	2009/1/1	○	×	第 17 章	<ul style="list-style-type: none"> ● SPS : ● 紛争解決 : ● 一般的例外 :
11	US - Peru	2009/2/1	○	×	第 18 章	<ul style="list-style-type: none"> ● SPS : ● 投資 : ● 政府調達 : ● 紛争解決 : ● 一般的例外 :
12	US - Republic of Korea	2011/10/21 署名	○	×	第 20 章	
13	US - Colombia	2011/10/21 署名	○	×	第 18 章	
14	US - Panama	2011/10/21 署名	○	×	第 17 章	

(注) US-CAFTA-DR の効力発生日は、参加国によって異なる。

(出所) WTO、USTR のホームページなどから、筆者作成。

US-Israel、US-Jordan を除いた、各 RTA の環境関連章／付属協定を比較してみると、NAFTA を除く他の RTA は、若干の異同はあるが、ほぼ似たような構成となっている(表 4)¹²。締約国は持続可能な開発原則の遵守と環境法規の強化が求められ、そうした法令の国内での執行を監視する組織的枠組みも規定されている。また、紛争処理手続きも具体的に定められており、締約国間で紛争が生じた場合は、先ずは協議を開始し、それでも解決できない場合はパネルを設置することができる。パネルリストの名簿作成に関する

¹² 但し、それぞれの RTA に特徴的な規定もある。例えば US-Australia RTA の場合、オーストラリアの環境法・環境規制が州レベルのものなので、環境に関する章についてはオーストラリアの各州とテリトリーにも拡大して協定の義務を負わせる形となっている。

る規定もあり、それぞれの RTA で紛争解決を図れる体制を整えている。さらに、環境に係わる分野での協力や、市民参加の手立てについても触れており、幅広い規定となっている。NAFTA は定期的に環境報告書を公表する義務や環境に関連する法令の公開なども含んでおり、より多くの義務が規定されている。また、貿易と投資を促進するために国内の環境保護水準を引き下げたり環境規制を緩和したりするのは不適切であること明確にしている。そして、環境に関する義務は、RTA に規定されている紛争解決制度によって履行が確保される。

アメリカが RTA の中に環境保護を確保するための詳細な規律を整える背景には、アメリカの政策決定構造がある。アメリカの場合、当事者間で RTA 交渉が合意に至っても効力発生には議会での承認が必要となる。このため議会での承認が得やすいように、交渉過程で環境問題についてもきちんとした議論を行い、各 RTA にアメリカン・スタンダードともいえる一連の環境条項を組み込むようにしている。

表 4 アメリカの RTA における環境条項

1	環境保護の水準 (Levels of Protection)
	<p>締約国は高水準の環境保護を保証するように法整備を行い、環境関連法の強化を行うよう求められている。しかし、環境保護の水準については、各国がそれぞれ決定権を有する。</p> <p><NAFTA の規定>国内における環境保護の水準については、各国がそれぞれ決定権を有する。人、動物及び植物の生命・健康を保護するために、国際基準より厳しい措置をとることも認められている。また、科学的証拠が不十分でも暫定的な措置を講じることができる予防原則を認めている。</p>
2	環境関連法の施行 (Enforcement of environmental laws)
	<p>締約国は、協定に規定されている環境保護基準や環境に係わる政策に反することなく、自国の環境関連法に従うよう求められている。各締約国は環境問題に関して調査、訴追、取締りに関して裁量権を有しており、資源の分配に関して政策決定をする権利を保持している。</p> <p><NAFTA の規定>環境、環境保護のための緊急措置、環境教育、科学的調査、技術進歩などについて定期的な報告を行い、国境内外の環境影響評価を行う。各加盟国内で使用が禁止されている農薬や有害物質を他の締約国に輸出することを禁ずるように配慮する。</p>
3	手続き事項 (Procedural Matters)
	<p>環境法の違反申し立てに対し、遅滞なく適切な法的、行政的手続きを取る。</p>
4	環境保護実施メカニズム(Mechanisms to Enhance Environmental Performance)
	<p>違反申立に対する手続きを円滑に実施するために、任意のメカニズムを整備する。</p>
5	制度整備 (Institutional Arrangement: Environmental Affairs Council)
	<p>条約の履行確保に向けて、組織 (Environmental Affairs Council) を設立する</p>

6	<p>公衆参加の機会確保 (Opportunities for Public participation)</p> <p>環境法やその執行に関する情報を公開し、社会的認知度を上げるよう努力する。</p>
7	<p>環境協力 (Environmental cooperation)</p> <p>締約国が適切と考える環境に関する協力を推進することを奨励。</p> <p><NAFTA の規定>環境協力委員会 (CEC) を設置。役割は、NAFTA の環境影響に関する市民との連絡窓口や各国環境関連法の執行確保など。</p>
8	<p>環境協議 (Environmental consultation)</p> <p>締約国間で生じた問題に関して、相互に納得的な解決方法を探るための協議メカニズムを設定している。専門家あるいは仲裁者との協議も可能。こうした協議は紛争解決手段に訴える前に必ず実施することを求めている。</p> <p><NAFTA の規定>各締約国は他の締約国が環境関連法の有効な履行確保の義務を怠っている場合、協議を求めることができる。</p>
9	<p>他の国際レジームとの関係 (Relationships to other international regimes)</p> <p>各締約国は、個々の環境目的を達成するために貿易制限措置を備えている場合であっても、MEAs の重要性を認めている。そして、ドーハ閣僚宣言に盛り込まれているように、既存の WTO ルールと MEAs に規定されている貿易制限措置の関係について交渉が続けられていることにも留意。その交渉結果について、当該協定にも効力が及ぶかどうかについては協議が必要である。</p> <p><NAFTA の規定>ワシントン条約、モントリオール条約、バーゼル条約など MEAs の貿易措置規定と NAFTA が矛盾する場合は MEAs を適用する。ただし、代替手段 (同じ効果が得られかつ利用可能な手段) がある場合には、NAFTA の規定に抵触する範囲が最も小さい手段を選択しなければならない。</p>
10	<p>紛争解決手続き (Environmental Panel Procedure)</p> <p>紛争解決手段については、協定の他の条項と同様に、本協定に定められる規定に従うことになることとされているが、協定に基づく紛争解決手段に付託される事項は、環境関連法の執行が当事国間の貿易を侵害する場合に限られている。この結果、協定当事国は、それぞれ独自に環境関連法を制定したりそれら法律のモニタリングをする権利を保持している。</p> <p><NAFTA の規定>加盟国間の紛争処理は NAFTA のみに基づいて行うことができる。当事国間の協議、評議会による紛争処理手続、仲裁パネル手続などの規定があり、それらにしたがって進められる。挙証責任は申立国 (他の加盟国の環境、健康、安全基準などが NAFTA 違反であるとして訴えた国) が負う。また、紛争解決パネルが独自に科学的審査機関を設置したり、外の専門家から意見聴取するなど、環境に関する専門的知見を得るためにメカニズムを備えている。</p> <p><US-Chile FTA の規定>対抗措置として、経済制裁のみならず罰金を認めている。</p>
11	<p>定義 (Definition)</p>

(出所) 各 RTA 条文から筆者作成。

2. 日本の RTA における環境条項の特徴

日本が当事国となっている RTA のうち、現在（2012 年 3 月）既に効力を発生しているものは 13 本、その他、Japan-South Korea、Japan-Australia、TPP のように現在交渉中のものや、日中韓、Japan-Canada、Japan-Colombia など共同研究の過程にあるものがある。日本が RTA を貿易政策の一手段として活用するようになったのは最近のことであるが、2002 年の Japan-Singapore RTA を皮切りに、その後、締結、交渉の相手国を急速に増やしている。相手国は ASEAN 諸国および中南米の発展途上国が殆どで、スイス（2009 年発効）以外、全て途上国となっている（表 6）。

表 6 日本が締結した RTA

		効力発生日	主な環境条項			
			前文	付属協定	章	条項（環境関連章の条項以外）
1	Japan - Singapore	2002/11/30	×	×	×	<ul style="list-style-type: none"> ● 例外条項：第 54 条 相互認証の規定に関する一般的例外 ● 環境協力：実施取極第 8 章（科学技術）第 31 条
2	Japan - Mexico	2005/4/1	×	×	×	<ul style="list-style-type: none"> ● 投資：第 65 条（環境保護のための技術の使用は特定措置の履行要求を禁止する規定の例外とする。 ● 投資：第 74 条 投資奨励を目的とする環境措置の緩和を禁止。 ● 紛争解決：第 90 条 仲裁手続きにおいて、環境に関する専門家による報告を認める。 ● 環境協力：第 147 条 ● 公衆参加：第 161 条 公衆による意見提出の手続き維持を環境保全のために省略することができる。
3	Japan - Malaysia	2006/7/13	×	×	×	<ul style="list-style-type: none"> ● 投資：第 90 条 投資奨励を目的とする環境措置の緩和を禁止。 ● 環境協力：第 140 条 (g)
4	Japan - Chile	2007/9/3	○	×	×	<ul style="list-style-type: none"> ● 投資：第 87 条 投資奨励を目的とする環境措置の緩和を禁止。
5	Japan - Thailand	2007/11/1	×	×	×	<ul style="list-style-type: none"> ● 投資：第 111 条 投資奨励を目的とする環境措置の緩和を禁止。
6	Japan - Indonesia	2008/7/1	×	×	×	<ul style="list-style-type: none"> ● 投資：第 74 条 投資奨励を目的とする環境措置の緩和を禁止。 ● 環境協力：第 134 条 (i)
7	Japan - Brunei	2008/7/31	○	×	×	<ul style="list-style-type: none"> ● 投資：第 71 条 投資奨励を目的とする環境措置の緩和を禁止。

						<ul style="list-style-type: none"> ● エネルギー：第 93 条 エネルギー関連活動による有害な環境上の影響の最小化、環境配慮の政策実施、環境技術移転の奨励。
8	Japan - ASEAN	2008/12/1	×	×	×	<ul style="list-style-type: none"> ● 例外条項：第 44 条 3 項 環境保全を目的とする場合、規格を立案、制定、適用する権利は妨げられない。 ● 環境協力：第 53 条 (k)
9	Japan - Philippines	2008/12/1	×	×	×	<ul style="list-style-type: none"> ● : 第 27 条 中古の四輪自動車輸入の際、相手国の環境基準適合性に係わる制度を利用する。 ● 例外条項：第 66 条 相互認証に関する規定に拘わらず、各締約国が必要と考える場合は環境保全を目的とする措置を取ることができる。 ● 投資：第 102 条 投資奨励を目的とする環境措置の緩和を禁止。 ● 環境協力：第 144 条 (d)
10	Japan - Switzerland	2009/9/1	○	×	×	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境貿易促進：第 9 条 環境に関する产品及び環境関連サービスの貿易の促進 ● 投資：第 101 条 投資奨励を目的とする環境措置の緩和を禁止。 ● 例外条項：第 117 条 2 項 環境に対する重大な損害を回避するために、特定の発明を特許の対象から除外し、商業的な実施を防止することができる。
11	Japan - Viet Nam	2009/10/1	×	×	×	<ul style="list-style-type: none"> ● 例外条項：第 51 条 3 項 環境保全を目的とする場合、規格を立案、制定、適用する権利は妨げられない。 ● 環境協力：第 111 条 (g)
12	Japan - India	2011/8/1	○	×	×	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境保護の水準：第 8 条 ● 環境法の施行：第 8 条 ● MEAs との関係：第 8 条 ● 投資：第 99 条 投資奨励を目的とする環境措置の緩和を禁止。 ● 環境協力：第 129 条 (a)
13	Japan - Peru	2011/5/31 署名	○	×	×	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般的例外：第 10 条 ● 政府調達：第 149 条 5 項 政府調達の際、環境保全を技術仕様の要件に含めることができる。 ● 例外条項：161 条 (政府調達) ● 環境協力：第 200 条 (d)

(出所) 筆者作成。

日本の RTA における環境条項の特徴は、まず、関連規定が非常に少ないことである。独立した章あるいは付属協定という形ではなく、投資あるいは規格・基準といった章の中で、環境に関連する条項が組み込まれている。殆どの RTA に含まれているのが、環境規制を緩和することにより投資を奨励してはいけないという条項である。また、規格・基準の相互認証に関連して、環境を保護するための適切な措置を取ることは容認される、という条項も多くの RTA に含まれている。これらを除くと、日本が当事者となっている RTA においては、環境は、人材養成、金融サービス、情報通信技術などと並ぶ協力分野の 1 つであるという認識であり、環境保護に向けた国内法令の整備、執行、遵守を求めているわけではない。

このように環境に対してあまり関心を払ってこなかった日本の RTA であるが、最近そうした傾向に変化が見られる。まず、2011 年 2 月に署名、同年 8 月に発効した Japan-India RTA では、第 1 章（総則）第 8 条に環境保護と題する条文を掲げている。その中では、環境政策の実施については、各国がそれぞれに権利を有すること確認した上で、環境保護の水準の維持・強化や環境法制の履行確保、環境政策に関する公衆への周知、環境物品/サービス貿易の奨励、MEAs に基づく権利義務の再確認などが規定されている¹³。さらに、経済協力の一分野として掲げられている状況は同じであるが、その順番が以前の RTA の場合は 7~10 番目であったのに対し、Japan-India RTA では 1 番目に挙げられている。さらに、2011 年 5 月に署名した Japan-Peru RTA では、署名に際し「貿易と環境に関する共同声明」と「生物多様性、遺伝資源の取得の機会及び伝統的な知識に関する共同声明」が発表されている。「貿易と環境に関する共同声明」の中では、まず、Japan-India RTA 第 8 条の 1 項に掲げられたものと同様で、環境政策に関しては各国がそれぞれに権利を有すること確認し、環境保護の水準の維持・強化や環境法制の履行確保に努力すること、貿易と環境の分野において協力することを謳っている。とりわけ、生物多様性条約¹⁴及び国連気候変動枠組条約¹⁵に基づきそれらの条

¹³ Japan-India RTA、第八条（環境保護）の規定は以下の通り。

- 1 各締約国は、環境保護及び持続可能な開発の重要性を認め、並びに環境に関する自国の政策及び優先度を定める権利を有することを認識して、自国の法令において環境保護に関する適切な水準について定めることを確保し、当該法令を引き続き改善するよう努める。
- 2 各締約国政府は、環境に関する自国の法令の遵守を監視すること、当該法令違反の疑いについて調査することその他の適当な措置をとる。
- 3 各締約国は、次の事項を行うよう努める。
 - (a) 環境政策及び関連する事項についての啓発を促進するため、そのような分野についての教育の促進その他の方法により必要な措置をとること。
 - (b) 環境上適正な物品及びサービスの取引及び普及を奨励すること。
- 4 両締約国は、両締約国が締結している環境に関する国際協定に基づく権利及び義務を再確認する。

¹⁴ 生物の多様性に関する条約（Convention on Biological Diversity: CBD）、1992 年採択、1993 年発効。

¹⁵ 気候変動に関する国際連合枠組条約（United Nations Framework Convention on Climate Change:

約の目的達成に向けた協力を一層強化する、持続可能な森林経営を推進するとしている。生物多様性に関してはさらに別の共同声明を採択し、CBD で規律されている遺伝資源について環境上適正に利用すること、伝統的な知識を尊重し、保存し及び維持すること、遺伝資源又は伝統的な知識に基づく発明の特許に関する情報の共有を促進することなどで合意している。環境に関する共同声明の採択という点では、2007 年の Japan-Chile RTA でも署名に際し共同声明が発表され、その添付声明 4 本のうちの 1 つとしてとして、環境に関する声明が採択されている¹⁶。このため、日本の RTA において環境条項が重視されるようになった背景として、日本側の政策変更なのか、RTA の相手側の意図をくんだ形なのか現時点で判断するのは難しい。

3. カナダの RTA における環境条項の特徴

カナダは RTA に署名すると同時に環境、労働、投資に関する協定にも署名し、全体を合わせて両国の経済関係緊密化を促進させる手法をとっている。これまで締結・署名した RTA のうち、イスラエルと EFTA を除く全ての RTA で環境に関する協定を別途締結している。イスラエルの場合は、経済関係の強化というよりも政治的関係の強化という色彩が強いため、協定が対象とする項目も条文数も他の RTA に比べて少ない。また、EFTA との RTA はカナダ自身が「第一世代の協定」と呼ぶように、関税の引き下げに重点を置いたものとなっており、貿易に関連するその他の事項、例えばサービス貿易、投資、知的財産権といった分野ですら扱われておらず、環境、労働に至っては、第 22 条の一般的例外として挙げられるくらいである。

RTA と MEAs との関係や貿易に関連する他の事項（政府調達、TBT、紛争解決など）については、RTA の本協定で規定されている。MEAs との関係については、上述したように、当該 RTA の義務と MEAs で定めている貿易関連の義務が衝突する場合は、MEAs の規定が優先するとしている（Canada – Chile、Canada – Costa Rica、Canada – Colombia）¹⁷。一方、環境に関する協定には、環境保護、環境関連協力、環境基準の実施、協議あるいは紛争解決の手続きなどが規定されている。その他の規定事項は、以下の通り。

- 国内の環境法の施行
- 貿易・投資を促進するために国内の環境規制を緩和しない
- 環境法に違反した場合の経済制裁あるいは是正措置発動に関する手続きを確保する

UNFCCC）、1992 年採択、1994 年発効。

¹⁶ その他 3 本の添付声明は、ダンピング防止措置、貿易の技術的障害（Technical Barriers to Trade: TBT）および労働に関するものである。

¹⁷ RTA より優先される MEAs は条文のアネックスにリストアップされており、例えば Canada – Colombia RTA の場合は、ワシントン条約、モントリオール議定書、バーゼル条約、ロッテルダム条約の 4 つである。

- 環境法、環境政策に関する public awareness を高め、そのために環境関連の情報へのアクセスを確保する
- 環境影響評価
- 企業の社会的責任（Corporate Social Responsibility: CSR）を活用する
- 生物多様性の保護を強化する
- 歴史的知、先住・ローカルコミュニティの慣行・伝承に対して敬意を払い保存する
- 環境保全のために実施する緊急措置の場合は、TBT 関連の変更であっても透明性の確保を回避できる。
- 貿易・投資促進のために RTA が規定している義務とは相対する場合でも、健康の維持や環境の保護に必要な措置を実施することを認めている。

表7 カナダが締結した RTA

		効力発生日	主な環境条項			
			前文	付属協定	章	条項 (環境に関する章以外のもの)
1	NAFTA	1994/1/1	○	○	×	● 104 条、1106 条、1114 条など
2	Canada - Israel	1997/1/1	×	×	×	● 一般的例外：Article 10.1
3	Canada - Chile	1997/7/5	○	○	×	● MEA との関係：Article A-04 ● 投資：Article G-14 ● 紛争解決：Article N-05 ● 一般的例外：Article N-05
4	Canada – Costa Rica	2002/11/1	○	○	×	● MEA との関係：Article I.4 ● 紛争解決：Article XIII.6 ● 一般的例外：Article XIV.1
5	Canada - Peru	2009/8/1	○	○	第 17 章	
6	Canada - EFTA	2009/7/1	○	×	×	● 一般的例外：Article 22
7	Canada – Colombia	2011/8/15	○	○	第 17 章	● MEA との関係：Article 103 ● TBT：Article 608 ● 投資：Article 815 他 ● 政府調達：Article 1402 (例外) ● 紛争解決：Article 2102, 2103 ● 一般的例外：Article 2201
8	Canada - Jordan	2009/6/28 署名	○	○	第 10 章	
9	Canada – Panama	2010/5/14 署名	○	○	第 17 章	

(出所) 各 RTA より筆者作成。

第4節 RTA をめぐって途上国が直面する問題

先進国－途上国 RTA では、先進国が規定しているより高度な環境保護の水準が RTA を通じて引き下げられることの内容、途上国に対して必要な環境政策を講じたり、適切な環境法令を整備することが求められる場合がある。こうした RTA の締結をきっかけに、直接、あるいは間接的に途上国が問題を抱えるケースがみられる。本節では、Japan-Philippines RTA と Japan-Thailand RTA を取り上げて、日本と結んだ RTA を通じて何が問題となったのかを検討する。

1. Japan-Philippines RTA

日本との RTA 締結の際に環境問題が一つの焦点となった。まず、Japan-Philippines RTA の環境関連条項は下記の通りである。

<日・フィリピン経済連携協定>

- 第2章（物品の貿易）第27条 輸出についての協力
両締約国は、輸出締約国から輸入締約国に輸出される中古の四輪自動車であって両締約国が合意するものにつき、当該輸入締約国の安全及び環境に関する基準（例えば、路上での使用のための適格性及び排出ガスに関する基準）との適合性に係わる適当な仕組みを利用することについて相互に協力する。
- 第6章（相互認証）第66条 一般的例外
この章のいかなる規定も、各締約国が健康若しくは安全の保護、環境の保全又は詐欺的な行為の防止のために適当と認める措置をとる権限を制限するものと解してはならない。つまり、協定の相互認証に関する規定に拘わらず、各締約国が必要と考える場合は環境保全を目的とする措置を取ることができる。
- 第8章（投資）第102条 環境に関する措置
一方の締約国は、環境に関する措置の緩和を通じて他方の締約国の投資家による投資を奨励することが適当でないことを認める。当該一方の締約国は、自国の区域内における他方の締約国の投資家による投資財産の設立、取得又は拡張を奨励する手段として環境に関する措置の適用の免除その他の逸脱措置を行うべきではない。
- 第14章（協力）第144条 (d) 協力する10分野の一つに掲げられている。また、具体的な協力範囲や形態、作業部会の任務などについては、実施取極第8章（34条～36条）に規定されている。

Japan-Singapore RTA よりも環境を扱っている条項が多いものの、基本的には日本の RTA の「ひな形」の範囲内と言える。これらの条項それ自体については、二国間で大きな議論とはならなかった。しかし、Japan-Philippines RTA の交渉中に、有害廃棄物に関してフィリピン側（主に NGO）から懸念が表明された。すなわち、Japan-Philippines RTA での関税撤廃により日本からフィリピンへの有害廃棄物の輸出が促進されるのではないかというものであった。これらに対して、日本側は、Japan-Philippines RTA の趣旨を鑑みこのような懸念は生じないとし、双方の外務大臣の書簡交換という形で一応の解決をみた（書簡の中では「(1) 有害廃棄物の輸出入については、Japan-Philippines RTA 第 11 条（一般的例外及び安全保障のための例外を規定。GATT 第 20 条の一般例外を準用）においてバーゼル条約に基づくものを含め「人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置」をとることが妨げられないことを定めており、引続き同条約に従って厳格な規制が課されること」を再確認）。

しかし、フィリピン側が問題としているのは、バーゼル条約が規律している「有害廃棄物」の輸入ではなく、中古品の輸入増大である。ある物品が「有害廃棄物」として扱われてフィリピンに輸入されてくるのであれば、それはバーゼル条約の下、厳格に管理されているので、フィリピン側もさほど心配していない。懸念しているのは、中古品として輸入されてくる電気・電子機器などである。これらは正規の輸入品としてフィリピンに入ることが出来る。例えば中古テレビの場合、問題は 2 つある。1 つめは、中古テレビの耐用年数が短く、輸入後直ぐに「廃棄物」となる可能性が高いことである。「廃棄物」となったテレビはリサイクル制度が整備されていない中で、不法に投棄されたり、オープンスペースに山積みされていったりする。こうした中から有害物質が流れ出て環境を汚染する危険性があるというのである。もう 1 つは、中古品の輸入価格は非常に安いので、扱っている業者はこれを大量に買い付け、例えば中古テレビ 3 台から使用可能な部品を集め、耐久年数の長い優良な中古製品に仕上げ直し、マーケットへと流す。1 台のテレビを再生するのに使われた残りのテレビは、そのまま廃棄物となり、やはり、フィリピンの環境破壊につながっていく、というのである。こうしたものの流れは、バーゼル条約では規律できず、Japan-Philippines RTA の規定でも正規の輸入品としてフィリピンに入ってくるので規制できないため、むしろ扱いの難しい問題となっていると指摘する¹⁸。

フィリピンでのリサイクル制度や廃棄物処理制度は、依然として整備されていない。しかし、地方政府・自治体が第一義的に監督する権限を有しており、国の政策として整備強化を推進していくのも困難な状況となっている。こうしたフィリピン国内の問題を解決しない限り、Japan-Philippines RTA をめぐる廃棄物問題は続くものと思われる。

¹⁸ フィリピンの環境政策に関する識者へのインタビュー（2012 年 12 月 4 日、6 日）。

2. Japan-Thailand RTA

Japan-Thailand RTA の交渉中に、有害廃棄物と微生物の特許に関してタイ側から懸念が表明された。すなわち、①Japan-Thailand RTA での関税撤廃により、日本からタイへの有害廃棄物の輸出が促進されるのではないかと、②Japan-Thailand RTA では、タイ国内法が特許保護の対象としていない「天然の微生物」（食品、製薬、化粧品等の製造工程に活用されることがある）に関して、日本からの出願には特許を与えなくてはならなくなるのではないかと、というものであった¹⁹。これらに対して、日本側は、Japan-Thailand RTA の趣旨を鑑み、このような懸念は生じないとした²⁰。日本政府の説明では「(1) 有害廃棄物の輸出入については、Japan-Thailand RTA 第 10 条（一般的例外及び安全保障のための例外を規定。GATT 第 20 条の一般例外を準用）においてバーゼル条約に基づくものを含め「人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置」をとることが妨げられないことを定めており、引続き同条約に従って厳格な規制が課されること、(2) 微生物の特許については、タイ特許法が保護の対象としていない天然微生物に関して、TRIPS 協定上の義務を超えて、日本からの出願に対して特許を与えることをタイ側に義務付けるものではないこと」としている。

結びにかえて

RTA の締結数が急速に増大し、国際貿易を規律する一つのツールとなっている現実を鑑みると、RTA における環境条項は「貿易と環境」問題を議論する際の重要な要素となってきている。しかし、各 RTA の「環境」に対する対応はまちまちであり、それらの条項が途上国にどのような影響を与えているのかを分析するには、さらに詳細なる検討が必要である。本稿は、「貿易と環境」問題を途上国の視点に立って検討する研究会の中間報告であり、今後考察すべき課題も多々ある。例えば、先進国－途上国 RTA のみならず、途上国－途上国 RTA がどのような環境条項を備えているのか、貿易自由化に関連する条項だけではなく、貿易円滑化関連の条項が環境に影響を与えていないか、さらには、多くの RTA には環境分野での協力が掲げられているが、今後は、そうした協力が「貿易と環境を相互支持的なものとする」ことにつながるのか、RTA を通じて貿易と環境を相互支持的にするためにはどのような環境条項が適切なのか、といった検討が必要となろう。

¹⁹ 外務省ウェブサイトを参照 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/thailand/shokan_qa.html、最終アクセス 2012 年 3 月 12 日)。

²⁰ この点につき相互に確認するために、両国間で大臣書簡が交換されている。

<参考文献>

〔日本語文献〕

環境省 [2004] 『諸外国の政策段階における戦略的環境影響評価制度調査報告書』 環境省。

〔外国語文献〕

Alam, Shawkat [2008] *Sustainable Development and Free Trade: Institutional Approaches*, Oxon: Routledge.

Less, Cristina Tébar and Joy A. Kim [2008] “Checklist for Negotiators of Environmental Provisions in Regional Trade Agreements,” *OECD Trade and Environment Working Papers*, OECD Publishing (<http://dx.doi.org/10.1787/235708858388>).

UNEP and IISD [2005] *Environment and Trade: A Handbook* (Second Edition), Manitoba: IISD.